

自己評価の基準について

数値目標があるもの	
◎	達成率80%以上
○	達成率60～79%
△	達成率30～59%
×	達成率29%以下

数値目標がないもの	
◎	達成できた
○	概ね達成できた
△	達成はやや不十分
×	全く達成できなかった

※ 数値目標について、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施ができなかつた場合については、数値目標に対する達成率ではなく、感染症影響下における事業実施についての検討や工夫等についても加味したうえで、達成率を検討した。

第8期介護保険事業計画に記載の内容					2021年度(令和3年度)・2022年度(令和4年度)・2023年度(令和5年度)実績値・総評			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	計画記載頁	目標値(事業内容、指標等)	具体的な事業名・取組名	事業・取組内容	自己評価	総評
①自立支援・介護予防・重度化防止	① 課題 【高齢者実態調査から見えた課題】 <ul style="list-style-type: none">・地域の支え合いの仕組みの構築・地域の担い手の育成・地域の身近なつどいの場等への社会参加の促進・高齢者の外出促進・口腔ケア・口腔機能向上の推進	・地域での多様な主体による支援の推進 (取組の柱1)	84	【サポーター新規登録者数】 (R3) (R4) (R5) 運動 2人 5人 5人 音楽 0人 5人 5人 健康 3人 7人 7人 食 0人 7人 7人 生活 0人 10人 10人	・地域づくりと人材育成 (取組ア)	地域活動サポートセンターゆいは、介護予防や生活支援を推進する地域づくりの拠点として、地域支え合いネットワーク(協議体)の強化やつどいの場の充実等に取り組みます。併せて、地域の担い手の育成については、運動・音楽・健康づくり・食生活改善・生活支援のサポーター養成講座を実施し、翌年度以降の新規サポーター登録につなげます。また、生活支援コーディネーターが地域支え合いネットワーク(協議体)と連携し、地域資源や高齢者ニーズを把握し、見える化した課題の解決に向けて、地域の支え合いによる新たなサービスの創出や地域のつどいの場の立ち上げ等を支援します。	◎	【サポーター新規登録者数】 (令和3年度)運動:7人 音楽:5人 健康:5人 食:3人 生活:0人 (令和4年度)運動:8人 音楽:8人 健康:4人 食:3人 生活:2人 (令和5年度)運動:4人 音楽:8人 健康:5人 食:6人 生活:3人 令和3年度、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、感染防止対策を講じながら人材育成に取り組んだ。 地域での出前講座や地域活動等も少しずつ増えているが、地域によっては、サポーターがないところもあり、地域活動に差がある。 また、コロナの影響により地域活動やサポーター活動が停滞したこと、サポーターや地域のボランティア等の意欲の低下も見られた。コロナ禍であっても感染対策を講じながら人材育成を行い、地域活動の支援を行ったことは良かった。 生活支援体制整備は、令和3年度から中学校区に1名ずつSC(生活支援コーディネーター)を配置したこと、また高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の開始、3団塊に地域型の包括支援センターの配置等もあって、専門職の連携が図られるようになった。 社会福祉協議会に委託する2層のSCも3年経過し、福祉会の活動だけでなく、自治会やシニアクラブなどとの連携も取れはじめ、課題解決を福祉会だけ取り組むのではなく、各リーダーをつないでいく取り組みへと変わってきた。そのことでSCの業務に広がりが出てきた。
①自立支援・介護予防・重度化防止	【第7期計画から見えた課題】 <ul style="list-style-type: none">・地域支え合いネットワーク(協議体)の構築と推進・介護予防サポーター等の養成・身近な地域のつどいの場の充実 【地域ケア会議等から見えた課題】 <ul style="list-style-type: none">・地域のつどいの場における介護予防活動の推進・地域における生活課題の「見える化」と支援を行う仕組みの構築・地域の支え合い活動の継続支援や新たなサービスの創出・日常生活支援の担い手の養成や発掘	・地域での多様な主体による支援の推進 (取組の柱1)	85	数値目標なし	・社会参加と生きがいづくり (取組イ)	古賀市シニアクラブ連合会や古賀市シルバー人材センター等の団体の支援を行い、高齢者の生きがいづくり、健康づくり及び就労等を推進します。 また、平成27(2015)年の介護保険法の改正を受け、古賀市では介護予防を推進する「場」を地域の歩いて行ける公民館等の住民主体のつどいの場に移行することとし、ふれあいセンターリン(介護予防支援センター)を指定管理期間が満了する令和4(2022)年度末に終了し、身近な地域のつどいの場における介護予防の充実を積極的に推進します。	○	古賀市シニアクラブ連合会や古賀市シルバー人材センター等の高齢者の生きがいづくり、地域社会の課題解決に対する支援(補助金交付)を行った。 課題としては、高齢化や定年延長等による会員及び登録者の減少や、シルバー人材センターの受託事業の減少である。 ふれあいセンター「りん」については令和4年度末の活動終了を迎えるにあたり、利用者の活動が継続できるよう調整を行い、数団体について他施設での活動移行に繋げることができた。
①自立支援・介護予防・重度化防止	② 今後3年間の取組の方向性 高齢者の身近な地域で、介護予防活動や日常生活支援の充実を図るために、地域の様々な社会資源を見える化し、多様な主体によって支え合う体制を構築していきます。 また、新たに高齢者の保健事業と介護予防事業を一體的に取組み、高齢者の健康づくりや介護予防を効果的に推進します。	・地域のつどいの場の充実 (取組の柱2)	86	【いきいきボールンピック大会参加者数】 R3:300人 R4:350人 R5:400人	・自主的な介護予防活動 (取組ウ)	住民主体のつどいの場の活動をサポーターが定期的に支援することで、多様な活動メニューの助言及び自主的な介護予防活動の充実を図ります。 また、住民主体のつどいの場における日頃の活動や交流の活性化を図るために、介護予防活動としてボール体操や音楽活動を行っているグループに対して、市が実施するいきいきボールンピック大会等への参加を促します。	◎	【いきいきボールンピック大会参加者数 令和3年度:616人、令和4年度:699人、令和5年度:886人】 令和3年度よりボールンピック大会の開催方法を見直し、各地域の公民館等での予選会、予選会の上位チームによる本大会という方法で実施したことにより、参加者数が大幅に増加した。 また、予選会については、シニアクラブに委託したことにより、シニアクラブの介護予防意識も高まり、大会への参加はもとより、その他の介護予防活動への積極的な協力も図られるようになった。 今後もこの方式により継続して取り組みたい。
①自立支援・介護予防・重度化防止	なお、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域における介護予防活動が縮小されおり、今後3年間においても影響があると考えられます。このような状況の中、高齢者の介護予防として地域活動への支援と併せて自宅で簡単にできるトレーニング「家トレ」の推進等、新しい生活様式を踏まえた事業の実施に取り組みます。 (基本施策 1)	・健康づくりと介護予防の一 体的な推進 (取組の柱3)	87	【ヘルス・ステーション設置個所数】 R3:17か所 R4:21か所 R5:25か所 【地域リハビリテーション活動支援事業新規実施個所数】 R3:2か所 R4:4か所 R5:8か所	・健康寿命を延ばす取組 (取組エ)	古賀市では、健康寿命を延ばすため「健康チャレンジ10か条」を作成し、ヘルス・ステーションや地域のつどいの場等の活動を通して普及啓発を行っています。高齢者をはじめ全ての市民が、「健康チャレンジ10か条」を継続して取り組むことで、生涯を通じて健康の保持・増進やフレイル予防等を図ります。 このほか、保健師等の専門職が、一人一人の健康状態に応じた健康相談や保健指導を行うとともに、サポーターの育成や地域住民と協力した健康づくりと介護予防活動の推進を図ります。 また、地域のつどいの場等にリハビリテーション専門職等を派遣し、地域に合った効果的な運動方法等の助言や介護予防活動の支援を行うことで、地域住民が主体的に介護予防を推進できるようにします。	△	【ヘルス・ステーション設置個所数 令和3年度:15か所、令和4年度:15か所、令和5年度:14か所】 新型コロナウイルス感染症の影響もあり地域活動が中止、停滞したこともあって、3年間をとおして新規に設置したばかりだった。 新型コロナウイルス感染拡大を心配して活動を中止、自粛する区もあったが、感染防止策を講じた上で活動を継続して行なう区もあった。地域の中で、少しずつ健康づくりや介護予防活動が戻りつつあるが、コロナ禍で各種活動が停滞したことにより、サポーター等のモチベーションの低下も見られたため、活動を支える各種サポーター等の人材育成を今後も継続して行う必要がある。
①自立支援・介護予防・重度化防止	・健康づくりと介護予防の一 体的な推進 (取組の柱3)	88	数値目標なし	・自宅で行う介護予防の取組 (取組オ)	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出の自粛や集団での活動を控える中、自宅でできる健康づくりやフレイル予防として、「家トレ(お家でできるトレーニング)」を推進しています。地域活動サポートセンターゆいは、家トレや脳トレ等の動画や教材を作成し、市のホームページ等への動画の掲載や教材の配布を行います。 また、体力測定や高齢者一人一人に合った運動のきっかけづくり、健 康や食事についてのアドバイス等を行う「家トレ相談室」を実施します。	◎	市民やサポーターが、家庭や公民館等で健康づくりやフレイル予防の取組ができるよう各種教材を作成し、提供することができた。 つどいの場等においても教材を活用した介護予防の推進を今後も図りたい。	

自己評価の基準について

数値目標があるもの	
◎	達成率80%以上
○	達成率60～79%
△	達成率30～59%
×	達成率29%以下

数値目標がないもの	
◎	達成できた
○	概ね達成できた
△	達成はやや不十分
×	全く達成できなかった

※ 数値目標について、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施ができなかつた場合については、数値目標に対する達成率ではなく、感染症影響下における事業実施についての検討や工夫等についても加味したうえで、達成率を検討した。

第8期介護保険事業計画に記載の内容					2021年度(令和3年度)・2022年度(令和4年度)・2023年度(令和5年度)実績値・総評				
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	計画記載頁	目標値(事業内容、指標等)	具体的な事業名・取組名	事業・取組内容	自己評価	総評	
①自立支援・介護予防・重度化防止	① 課題 【高齢者実態調査から見えた課題】 ・地域包括支援センターの体制強化 【第7期計画から見えた課題】 ・身近な地域で相談ができる相談支援体制の強化 【地域ケア会議等から見えた課題】 ・専門職のケアマネジメント力の更なる向上 ② 今後3年間の取組の方向性 今後、増加が見込まれる後期高齢者や一人暮らし高齢者、認知症高齢者等に対し、地域包括支援センターの専門職が中心となって総合相談や高齢者の権利擁護等の支援を行います。 また、地域共生社会の実現に向け、8050問題など地域住民の複雑化・複合化した問題に対応する新たな包括的相談支援体制を構築します。	・地域包括支援センターの体制強化 (取組の柱4)	90	【地域包括支援センターへの相談件数】 R3:1500件 R4:1600件 R5:1700件 【地域ケア個別会議での事例検討数】 R3:108件 R4:108件 R5:108件	・地域包括支援センターの運営 (取組力)	地域包括支援センターでは、社会福祉士や保健師、主任ケアマネジャー等の専門職が中心となり、高齢者に対する総合相談や権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の支援を行います。 新たに設置する圏域(委託型)地域包括支援センターでは、主に地域の身近な相談窓口として、高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な機関や制度・サービスにつなぐ等の総合的な相談支援や介護予防ケアマネジメント等を行います。また、圏域(委託型)地域包括支援センターで実施する地域ケア個別会議では、その中で見える様々な課題の解決に関し、多職種が協働して支援方法等を検討し、自立支援に資するケアマネジメント力の向上や地域資源・課題の抽出等を行い、効果的な支援方法等の向上に取り組みます。 基幹型地域包括支援センターは、主に高齢者の権利が侵害される虐待事案について、虐待対応マニュアル等を活用した高齢者の権利擁護支援、個別ケースの課題分析等から地域に共通した課題を発見し、地域づくりや資源の開発、施策形成への立案・提言を行うための地域ケア推進会議を開催します。また、圏域(委託型)地域包括支援センターの運営に関して公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を支援するため、各圏域(委託型)地域包括支援センターの運営や活動に対する支援に取り組みます。	◎	【地域包括支援センターへの新規相談件数】 令和3年度:1,319件、令和4年度:1,886件、令和5年度:2,327件 【地域ケア個別会議での事例検討数】 令和3年度:0件、令和4年度:39件、令和5年度:70件 地域に身近な相談窓口として、令和3年4月から市内3中学校区ごとに1か所の地域包括支援センターを増設したことにより、基幹型包括への相談も含めて、相談件数は年々増加している。各地域にお住まいの高齢者及び家族、地域の支援者等からの相談に対して、各関係機関と連携して対応することにより、効果的な支援方法の向上を図ることができた。しかし、地域包括支援センターの浸透度については、高齢者実態調査の結果から見ると約12%と低く、更なる相談窓口の周知に努める必要がある。 地域ケア会議は、各圏域地域包括支援センターで開催し、個別ケースを通して課題分析等を行い、地域に共通した課題を抽出した。生活支援体制整備事業の報告とあわせ、市の地域課題を福祉関係機関と市関係機関と共有することで、市の施策に反映するなど今後のまちづくりの検討材料とすることができます。 また、地域包括支援センターの運営について、センターの周知や地域活動への参画、支援者団体との連携により更なる体制強化を図る必要がある。	
①自立支援・介護予防・重度化防止	(基本施策2)	・包括的な相談支援体制の構築 (取組の柱5)	92	数値目標なし	・重層的な相談支援 (取組キ)	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を実施し、本人に寄り添い、伴走する相談支援体制の構築に取り組みます。	△	令和3年4月より市内3中学校区ごとにCSW(コミュニケーション・シャルワーカー)を配置し、地域住民の複雑化・複合化した課題に対して関係機関と連携した対応により、解決に向けた相談支援を行っている。3年が経過したが、相談窓口としての浸透度は低く、地域との連携による課題解決という本来の活動が十分に行なえていない現状である。CSWの周知・啓発が必要である。 また、各分野(高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等)の支援機関と連携し、包括的な相談支援体制を構築する必要がある。	
①自立支援・介護予防・重度化防止	① 課題 【高齢者実態調査から見えた課題】 ・地域のつどいの場や認知症カフェ等の設置・充実 ・認知症施策の更なる推進 【第7期計画から見えた課題】 ・認知症に対する理解促進のための普及啓発 ・認知症の早期発見、早期対応 ・認知症の人を地域で支えるサポートーの養成及び活躍できる仕組みづくり 【地域ケア会議等から見えた課題】 ・認知症の早期対応、認知症ケアパスの周知	・認知症の理解促進 (取組の柱6)	93	【認知症サポーター養成講座等受講者数】 R3:1,200人 R4:1,200人 R5:1,200人	・市民が支える認知症施策の普及啓発 (取組ク)	認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するため、古賀市キャラバン・メイト連絡会「橙(だいだい)」の会員を講師として、市民や市内企業、学校教諭、市職員等を対象に、「認知症サポーター養成講座」を実施します。また、市内の中小学生を対象に認知症ジュニアサポートー養成講座「オレンジ教室」を実施するほか、新たに市内の高校・大学での講座を実施します。 養成した認知症サポートーに対しては、見守り活動等を促すために必要な情報提供を行います。	○	【認知症サポーター養成講座受講者数】 令和3年度:885人、令和4年度:1,212人、令和5年度:1,206人 認知症サポーター養成講座については、古賀市キャラバン・メイト連絡会「橙(だいだい)」の会員を講師として、市内小学校(8校)でのジュニアサポートー養成講座、中学校(3校)において認知症VR体験講座を行い、コロナ禍前の方法で実施し、認知症に関する理解・促進に努めることができます。近年、民生委員・児童委員や市役所新規採用職員にも講座を実施するなど、受講者は増加しており、認知症への理解促進に向けた活動の効果と評価している。 今後は、認知症サポートー養成講座を受講した人については、地域において把握した認知症の人や家族のニーズ等と認知症サポートーを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)の整備に向けて、国の動向を見ながら取り組む必要がある。	
①自立支援・介護予防・重度化防止	② 今後3年間の取組の方向性 高齢者の増加に伴い、認知症の人も増加しており、認知症高齢者等やその家族が安心して生活できる地域づくりが必要となっています。 そのため、認知症の早期発見・早期対応の体制及び認知症の人を取り巻く支援体制を構築します。	・認知症の人との共生と予防の推進 (取組の柱7)	94	数値目標なし	・認知症の早期発見・早期対応 (取組ケ)	複数の専門職(認知症サポート医、チーム員等)で構成された認知症初期集中支援チームが、認知症の疑いがある人や認知症の人、その家族等の自宅へ訪問して現状や課題を把握し、早期に必要な支援を包括的・集中的に行なうことで、症状の進行を予防し、適切なサービスへつなげます。 また、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員は、認知症ケアパスを活用し、認知症の人がその状態に応じて必要な医療や介護のサービスを受けられるよう、関係機関との連絡体制の強化や支援等を行います。	○	各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員による認知症ケアパスの作成・配布により、認知症の人がその状態に応じて必要な医療や介護のサービスを受けられるよう、関係機関との連絡体制の強化や支援等を行った。現在の認知症ケアパスは、認知症の症状等を中心に記載しているが、国の動向により、共生社会の実現に向けた認知症当事者の声を聞く必要性を求められていることから、改定に向けた検討を行う必要がある。 認知症初期集中支援チームの活動は、それぞれ圏域地域包括支援センターの相談支援として早期発見・早期対応に取り組んでいる。今後は会議の開催を行い、認知症の人への対応・支援の共有を図る必要がある。	
①自立支援・介護予防・重度化防止	(基本施策3)	・認知症の人との共生と予防の推進 (取組の柱7)	95	【認知症カフェ開設箇所数】 R3:6か所 R4:7か所 R5:8か所	・認知症の人と共に生きる支援 (取組コ)	認知症の人やその家族、地域住民、医療・介護の専門職が気軽に集い、交流する場である認知症カフェの更なる設置に取り組みます。 認知症高齢者等やその家族が安心して生活できる環境を整えるために、徘徊のおそれがある人の事前登録を促進し、登録した人が行方不明になった際に警察と連携して広域(福岡市、粕屋地区、宗像地区の自治体)で捜索協力のメール配信を行います。また、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク登録者等に対し、徘徊した場合の早期発見につながるGPS機器の貸出に係る費用の一部を補助する事業を新たに行なう等、認知症高齢者の見守りと地域のネットワークづくりに取り組みます。 認知症等で判断能力の十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをすることで、弁護士等の専門職を法律的に意思決定の支援を行う後見人等として家庭裁判所が選任する成年後見制度の利用について、助言等を行うとともに、制度の周知・啓発を行います。また、後見人等の支援が必要な高齢者本人に親族がおらず成年後見制度の申立てを行うことができない場合、市長による申立てを行います。 認知症高齢者や親族のいらない高齢者等の増加により、専門職による後見人等の担い手が不足する状況を補完するため、市民後見人の育成及びフォローアップを実施する等、高齢者の権利擁護を支援する体制の充実を図ります。	○	【認知症カフェ開設箇所数】 令和3年度0か所、令和4年度:4か所、令和5年度:1か所 3年間は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、既存の認知症カフェが活動を休止、また新規で設置する団体等はなかったため、カフェを閉鎖するところもあり減少した。今後は認知症地域支援推進員を中心として、認知症の人や家族が参加し、それぞれの思いをつなぎ、ともに気付き合う場を提供する認知症カフェの更なる設置に取り組みます。 認知症行方不明高齢者等SOSの登録者及び協力者の登録は増加しており、行方不明のおそれがある人の見守り体制の強化につながった。さらに行方不明高齢者等SOS登録者の内で、行方不明のおそれがある場合の早期発見につながるため、GPS機器の貸出事業を開始したが利用実績は1件のみとなつた。他に効果的な取組を検討する必要がある。 高齢者の権利擁護に関しては、虐待の疑いがある案件に関してのコアメンバー会議の実施や成年後見制度に関する情報提供などをを行い、その人に応じた相談・支援を行なうことができた。今後も支援が必要な人が増加すると予測されるため、相談・支援を行う成年後見支援センターの設置をめざす。 今後は、高齢者等に関する支援者と連携し、更なる認知症施策に取り組む必要がある。	

自己評価の基準について

数値目標があるもの	
◎	達成率80%以上
○	達成率60～79%
△	達成率30～59%
×	達成率29%以下

数値目標がないもの	
◎	達成できた
○	概ね達成できた
△	達成はやや不十分
×	全く達成できなかった

※ 数値目標について、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施ができなかつた場合については、数値目標に対する達成率ではなく、感染症影響下における事業実施についての検討や工夫等についても加味したうえで、達成率を検討した。

第8期介護保険事業計画に記載の内容					2021年度(令和3年度)・2022年度(令和4年度)・2023年度(令和5年度)実績値・総評			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	計画記載頁	目標値(事業内容、指標等)	具体的な事業名・取組名	事業・取組内容	自己評価	総評
①自立支援・介護予防・重度化防止		・在宅医療・介護連携の推進 (取組の柱8)	97	【終末期に関する住民講座の参加者数】 R3:80人 R4:85人 R5:90人	・在宅医療・介護連携の普及啓発 (取組サ)	市民が知りたい医療・介護関係機関に関する情報提供として、粕屋医師会が運用する「かすや医療・介護情報ネット(さがすくん)」の周知・啓発を行います。 また、住民講座においてACP(アドバンスケアプランニング:人生会議)に関する講話など終末期に関する普及啓発を行います。	△	【終末期に関する住民講座の参加者数 令和3年度:不明、令和4年度:不明、令和5年度:不明】 コロナ流行期以降、粕屋医師会主催の住民講座はオンライン形式による講座が開催されているが、市内の受講者数は不明であるなど評価が難しいものとなっている。 今後は、粕屋医師会主催の講座以外に、本市独自で市民に対して高齢期の疾患への理解やACP(人生会議)、看取り等に関する情報提供などをすることで、市民の理解を図ることが必要である。
①自立支援・介護予防・重度化防止	① 課題 【高齢者実態調査から見えた課題】 ・移動や買物に係る支援の充実 ・住み慣れた地域で最期を迎えることができる介護サービスの確保 ・終末期に備えた対話の必要性に関する普及啓発 ・主な介護者が不安に感じる「排泄」や「入浴・洗身」等に対応した訪問系サービスや通所系サービスの確保 ・介護保険が適用されるサービス以外で今後の在宅生活を支えるサービスの確保 【第7期計画から見えた課題】 ・民間サービスの活用や多様な支援の創出 ・介護サービスの適正利用の推進や介護人材の確保 ・安心して在宅で生活できる支援の充実 【地域ケア会議等から見えた課題】 ・退院時の医療と介護の連携不足 ・多職種間の連携強化 ・介護者の孤立化 ・日常生活支援の担い手の養成や発掘	・在宅医療・介護連携の推進 (取組の柱8)	97	数値目標なし	・多職種連携の促進 (取組シ)	高齢者が自宅等の住み慣れた生活の場で自分らしい生活を続けるために、医療・介護の関係機関(医療機関、薬局、訪問看護事業所、介護サービス事業所等)が連携して、在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。そのため、粕屋医師会や古賀市在宅医療・介護連携協議会(コスマスネット)等とともに、医療と介護の連携体制の構築に取り組みます。	△	粕屋医師会が開催する多職種連携会議に参加するなど、在宅医療・介護の提供等について情報共有を行うことができた。また、園域包括支援センターが市内の介護・医療機関等に呼びかけて「介護・医療交流会」を開催し、ネットワークづくりに努めるなど連携体制づくりに努めた。 今後は、医療と介護の更なる連携体制の構築に取り組む必要がある。
②給付適正化	【第7期計画から見えた課題】 ・民間サービスの活用や多様な支援の創出 ・介護サービスの適正利用の推進や介護人材の確保 ・安心して在宅で生活できる支援の充実 【地域ケア会議等から見えた課題】 ・退院時の医療と介護の連携不足 ・多職種間の連携強化 ・介護者の孤立化 ・日常生活支援の担い手の養成や発掘	・介護サービスの適正な運用 (取組の柱9)	98	【訪問型・通所型サービスC(短期集中予防サービス)実利用者数】 R3:22人 R4:25人 R5:28人	・介護予防・生活支援サービスの支援 (取組ス)	地域包括支援センターが中心となり、要支援認定を受けた人など介護予防・生活支援サービス事業の対象となる人の個々の状況を踏まえて、自立支援を目的とした様々なサービスが提供されるよう支援を行います。特に生活機能の低下がみられる高齢者が自分の望む生活や社会活動を実現するために、短期間集中的に生活機能を改善するための運動器の機能向上を目的とした訪問型・通所型サービスC(短期集中予防サービス)の利用を推進します。	○	【訪問型・通所型サービスC実利用者数 令和3年度:16人、令和4年度:14人、令和5年度:3人】 短期集中予防サービスの利用者は減少している。事業対象者数の減少と介護予防ケアマネジメントによる他事業の利用につながったことが主な要因と考える。事業への理解と本人に適した介護予防ケアマネジメントにより利用者増をめざす。その他訪問型・通所型サービス(総合事業)については、各園域地域包括支援センターが要支援認定を受けた人について適切なサービスにつなげ、生活機能の低下を予防するための支援を行うことができた。 今後も支援が必要な高齢者に対して適切なサービスが提供できるよう関係機関と連携した支援が必要である。
②給付適正化	② 今3年間の取組の方向性 ・在宅医療と介護の連携を推進するために、医療・介護・福祉の関係団体において連携強化が図れるよう体制づくりに取り組みます。 ・利用者が安心して生活できるよう、介護サービスの適正な運用に取り組みます。 ・また、介護保険事業以外の高齢者の在宅生活を支える福祉サービスについては、サービスの在り方を見直しながら必要な人に対する支援を行います。	・介護サービスの適正な運用 (取組の柱9)	98	【実地指導を行う回数】 R3:13回 R4:13回 R5:13回	・介護給付費適正化の取組 (取組セ)	介護保険事業の適正な運営を図るために、要介護(支援)認定調査の状況確認や住宅改修等の保険給付状況及びケアプランの点検、介護給付費通知を行います。 また、介護サービス事業所の適正な運営を図るために、事業所に赴き、サービスの提供が適切に行われているかを確認し指摘・指導する「実地指導」や、介護報酬改定等の制度改正や実地指導の指摘事項等について、市内事業所に対し説明する「集団指導」を開催します。 このほか、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度である介護保険の仕組みや利用方法について、パンフレットの作成やホームページの掲載を行うとともに、まちづくり出前講座等を活用し、市民周知を図ります。	○	【運営指導の実施数 令和3年度:3回、令和4年度:8回、令和5年度:9回】 要介護(支援)認定調査内容の確認、住宅改修・福祉用具貸与調査、ケアプラン点検、介護給付費通知を行うことができた。 運営指導については、目標を下回る実施数となつたが、県との合同により実施の機会を設けたり、更新時期が近い事業所に対して運営指導・現地調査を行うことで、更新時期の事業所の負担軽減につながるよう実施した。また、集団指導については、グループワーク形式の研修を実施することで、事業所同士の交流の機会も設けることができた。 今後は実施回数を目標値に近づけられるよう、介護サービス事業所との連携を取りながら実施していく必要がある。 介護保険制度の仕組み等について、ホームページや広報への掲載を行うとともに、パンフレットを活用し窓口での説明や関係団体への周知を図った。今後も継続的な周知を行っていく必要がある。
②給付適正化	(基本施策4)	・介護サービスの適正な運用 (取組の柱9)	99	【生活支援センター派遣箇所数】 R3:0か所 R4:5か所 R5:10か所	・介護人材の確保 (取組ソ)	今後も高齢者が増加する一方で、令和7(2025)年以降は65歳未満の人口が減少するという新たな局面をを迎えます。介護現場の人手不足は現在でも深刻な問題であり、今後、介護のニーズが更に増加する中、必要なサービスを提供できるよう、介護現場の様々なニーズに対応した取組を実施します。 ・食事の配膳や外出補助など簡単な支援を行うセンターを育成し、人材不足に悩む介護サービス事業所へ生活支援センターとして派遣します。 ・古賀市が定める研修を実施し、調理や掃除、買物等の生活支援を担う介護職を育成します。 ・介護サービス事業所に対し、実際に介護ロボットやICT(情報通信技術)の活用に触れる機会を設け、業務の改善・効率化を検討するきっかけづくりに取り組みます。	△	【生活支援センター派遣箇所数 令和3年度:0か所、令和4年度:4か所、令和5年度:5か所】 生活支援センターの派遣については、新型コロナウイルス感染症対策のためセンターの受入が難しい状況もあった。 令和5年度よりコロナが5類感染症へ移行したことによりセンターの派遣を希望する登録施設が増えてきた。 運営推進会議や運営指導などの機会を捉えて、一部の介護サービス事業所から介護ロボットやICT活用状況等について話はできたが、コロナ禍で、介護ロボット等に触れる機会を設けることはできなかった。介護人材の不足は大きな課題であり、引き続き効果的な取り組みを検討する必要がある。

自己評価の基準について

数値目標があるもの	
<input checked="" type="radio"/>	達成率80%以上
<input type="radio"/>	達成率60～79%
<input type="triangle"/>	達成率30～59%
<input type="times"/>	達成率29%以下

数値目標がないもの	
<input checked="" type="radio"/>	達成できた
<input type="radio"/>	概ね達成できた
<input type="triangle"/>	達成はやや不十分
<input type="times"/>	全く達成できなかった

* 数値目標について、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施ができなかつた場合については、数値目標に対する達成率ではなく、感染症影響下における事業実施についての検討や工夫等についても加味したうえで、達成率を検討した。

第8期介護保険事業計画に記載の内容					2021年度(令和3年度)・2022年度(令和4年度)・2023年度(令和5年度)実績値・総評			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	計画記載頁	目標値(事業内容、指標等)	具体的な事業名・取組名	事業・取組内容	自己評価	総評
①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>① 課題 【高齢者実態調査から見えた課題】 ・移動や買物に係る支援の充実 ・住み慣れた地域で最期を迎えることができる介護サービスの確保 ・終末期に備えた対話の必要性に関する普及啓発 ・主な介護者が不安に感じる「排泄」や「入浴・洗身」等に対応した訪問系サービスや通所系サービスの確保 ・介護保険が適用されるサービス以外で今後の在宅生活を支えるサービスの確保</p> <p>【第7期計画から見えた課題】 ・民間サービスの活用や多様な支援の創出 ・介護サービスの適正利用の推進や介護人材の確保 ・安心して在宅で生活できる支援の充実</p>	・在宅生活の継続支援 (取組の柱10)	100	数値目標なし	・安心した生活につながる取組 (取組タ)	<p>一人暮らし高齢者等が地域で安心して生活できるよう、民生委員や福祉員等の見守りに加え、新聞配達・電気・ガス・郵便局・ごみ収集・宅配弁当・コンビニエンスストア等、多くの事業者が日常の配達業務等で高齢者の異変を察知した時に市へ通報する活動を実施します。併せて、一人暮らし高齢者の不安を軽減するための安否確認緊急対応コールによる見守り支援を実施します。</p> <p>また、高齢者の在宅生活を支える上で、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった住まいについても、多様な介護ニーズの受け皿となっていることから、福岡県と連携し情報の把握に努め、市民への情報提供を行います。</p> <p>現在、在宅高齢者の生活支援の一つとして介護用品(紙おむつ)の給付や配食サービス等を実施しています。しかしながら、高齢者の増加が見込まれ、多様な在宅サービスが必要となることから、民間サービス等の更なる活用の推進と併せ、公的支援の目的や内容・負担の在り方について検討します。</p>	<input checked="" type="radio"/>	<p>一人暮らし高齢者等見守り事業所との協定により、異変を察知した際の連携体制が図られています。第8期期間で協力事業所との協定は20事業所から53事業所(令和5年度末)と大幅に增加了。これからの高齢者世帯(数)の増加を考えると、今後も協力事業者を拡大し、見守り体制強化を図ることが必要である。</p> <p>一人暮らし高齢者の安否確認緊急対応コールについては、82人の利用者があり、緊急通報の用途のみならず、健康相談や日常の生活相談に対応することで、生活不安の軽減、家族の安心に繋がっている。</p> <p>高齢者の住まいに関する情報については、民間業者の紹介や介護サービス事業所ガイドブックを更新し、市ホームページでの周知や必要な方へ情報提供を行っている。</p> <p>介護用品(紙おむつ)給付サービスは延べ867人、配食は延べ1,514食のサービスを行い、在宅高齢者の負担軽減につながったが、利用者は減少傾向にある。</p> <p>配食サービスについては受託事業所の減少や、安否確認緊急コール事業と目的が重複することもあり、今後の事業の在り方について検討が必要である。</p>
①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>【地域ケア会議等から見えた課題】 ・退院時の医療と介護の連携不足 ・多職種間の連携強化 ・介護者の孤立化 ・日常生活支援の担い手の養成や発掘</p> <p>② 今後3年間の取組の方向性 在宅医療と介護の連携を推進するために、医療・介護・福祉の関係団体において連携強化が図れるよう体制づくりに取り組みます。</p>	・在宅生活の継続支援 (取組の柱10)	101	数値目標なし	・家族介護者の支援 (取組チ)	<p>介護を行う家族の不安を軽減するため、高齢者が適切な訪問系や通所系の介護サービスが受けられるように支援するとともに、移動販売や配食等の民間サービス及び高齢者の個々の状況に応じた地域のつどいの場の情報提供等に取り組みます。</p> <p>また、介護に関する悩みを抱える家族の交流の場に、介護の専門職が参加し助言を行う等、家族介護者の支援を行います。その他、家族の介護を抱えている就業者が仕事と介護を両立できるよう、相談支援の充実に取り組みます。</p>	<input checked="" type="radio"/>	<p>地域包括支援センターが高齢者本人のほか介護者等の相談を受け、内容に応じた関係機関を紹介するなど寄り添った支援を行うことができた。今後も相談支援の充実に取り組む必要がある。</p> <p>園域包括では、それぞれの特徴を生かし、相談会や介護講座などを開催しており、家族介護者が相談しやすい機会を設けることができた。</p>
①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>利用者が安心して生活できるよう、介護サービスの適正な運用に取り組みます。</p> <p>また、介護保険事業以外の高齢者の在宅生活を支える福祉サービスについては、サービスの在り方を見直しながら必要な人に対する支援を行います。</p>	・福祉サービスの実施 (取組の柱11)	101	数値目標なし	・生活環境の支援 (取組ツ)	<p>環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、心身の状況、置かれている環境、居宅における介護の可能性を総合的に勘案して養護老人ホームへの入所措置を行います。</p> <p>また、施設と連携し、入所者の自立をめざす支援が行えるように取り組みます。</p>	<input checked="" type="radio"/>	<p>相談に対し丁寧に対応し、心身の状況、置かれている環境、居宅における介護の可能性を総合的に勘案して入所判定委員会に諮り、また緊急一時保護からの移管については法を順守した上で最短で入所措置を決定するなど、在宅での生活が困難な高齢者の生活支援に繋げることができた。</p>
①自立支援・介護予防・重度化防止	(基本施策4)	・福祉サービスの実施 (取組の柱11)	101	数値目標なし	・福祉サービスの支援 (取組テ)	<p>現在、はり・きゅう施術料の助成や老人の日に記念品の贈呈を行っています。しかしながら、今後、高齢化が進み、高齢者が更に増加する状況にあることから、福祉サービスの在り方について改めて検討します。</p>	<input checked="" type="radio"/>	<p>はり・きゅう施術料助成については年平均で424人に対しはり・きゅう券の交付を行い、高齢者の健康維持に寄与した。しかしながらその交付率は対象である65歳以上の人口の2.5%程度であり、コロナ以降も利用者・助成額共に減少傾向にあるため、この事業の在り方については検討が必要である。</p>